別記様式（第７条関係）

番　号
平成　年　月　日

内閣総理大臣　　殿

都道府県知事

避難施設緊急整備計画協議申出書

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第13条第１項の規定により昭和　年　月　日に避難施設緊急整備地域に指定された地域について、避難施設緊急整備計画を別紙のとおり作成したので、同法第14条第１項の規定に基づき、避難施設緊急整備計画に同意されるよう協議の申出をします。

別紙

避難施設緊急整備計画

火山名

都道府県名

施設の種類	施設の規模	施設の位置	費用の概算額（千円）	完成目標年度

府令・省令

○内閣府・農林水産省令第九号

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十二号）の施行に伴い、及び活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）を実施するため、活動火山対策特別措置法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年十二月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　森山　裕

活動火山対策特別措置法施行規則の一部を改正する命令

活動火山対策特別措置法施行規則（昭和四十八年総理府農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

防災営農施設整備計画等に関する命令

第一条から第三条までを削る。

第四条第一項各号列記以外の部分中「法第八条第一項の規定による」を「活動火山対策特別措置法（以下「法」という。）第十九条第一項に規定する」に、「以下」を「別記様式第一号において」に改め、「の各号」を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「第八条第二項の規定による」を「第十九条第二項に規定する」に、「以下」を「別記様式第二号において」に改め、「の各号」を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「第八条第三項の規定による」を「第十九条第三項に規定する」に、「以下」を「別記様式第三号において」に改め、「の各号」を削り、同条を第一条とする。

第五条第１項中「第八条第五項」を「第十九条第五項」に、「防災営農施設整備計画等」を「同条第四項に規定する防災営農施設整備計画等（次項において「防災営農施設整備計画等」という。）」に、「別記様式第二号」を「別記様式第一号」に、「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に、「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改め、同条第二項中「第八条第六項」を「第十九条第六項」に改め、同条を第二条とする。

第六条を削る。

別記様式第１号を削る。

別記様式第二号中「別記様式第２号（第５条関係）」を「別記様式第１号（第２条関係）」に、「第８条第１項」を「第19条第１項」に、「、防災営農施設整備計画」を「、これ」に改め、同様式別紙中「２　防災営農施設整備計画」を「２　防災営農施設整備事業」に、「事業の種類」を「種類」に、「施行位置」を「事業主体」に、「事業主体」を「規模」に、「事業の規模」を「施行位置」に、「目標年度」を「完了目標年度」に改め、同様式を別記様式第１号のとおりとする。

別記様式第三号中「別記様式第３号（第５条関係）」を「別記様式第２号（第２条関係）」に、「第８条第２項」を「第19条第２項」に、「、防災林業経営施設整備計画」を「、これ」に改め、同様式別紙中「２　防災林業経営施設整備計画」を「２　防災林業経営施設整備事業」に、「事業の種類」を「種類」に、「施行位置」を「事業主体」に、「事業主体」を「規模」に、「事業の規模」を「施行位置」に、「目標年度」を「完了目標年度」に改め、同様式を別記様式第１号のとおりとする。

別記様式第四号中「別記様式第４号（第５条関係）」を「別記様式第３号（第２条関係）」に、「第８条第３項」を「第19条第３項」に、「、防災漁業経営施設整備計画」を「、これ」に改め、同様式別紙中「２　防災漁業経営施設整備計画」を「２　防災漁業経営施設整備事業」に、「事業の種類」を「種類」に、「施行位置」を「事業主体」に、「事業主体」を「規模」に、「事業の規模」を「施行位置」に、「目標年度」を「完了目標年度」に改め、同様式を別記様式第三号のとおりとする。

附　則

この命令は、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十二月十日）から施行する。

省令

○総務省令第百二号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項の規定に基づき、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月九日

総務大臣　山本　早苗

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令の一部を改正する省令

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成十四年総務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四号中「番号をいう。）」の下に「及び当該IPアドレスと組み合わされたポート番号（インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号をいう。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百六十六号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条第一項及び美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十一条第一項の規定に基づき、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令

（理容師法施行規則の一部改正）

第一条　理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項に次の二号を加える。

八　開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所（美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第二条第三項に規定する美容所をいう。次号において同じ。）が開設されている場合は、当該美容所の名称